

「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」について

○設置目的

- ・本検討会では、キャップ&トレード制度の削減義務率の決定又は変更など、事業所の温室効果ガスの削減に当たり、専門・技術的な検討が必要な事項について、専門的見地から検討、議論する。

[環境確保条例 第5条の12]

削減義務率は、各削減計画期間ごとに、専門的知識を有する者の意見を聴いて、事業所の特性を勘案して規則で定める区分ごとに規則で定めるものとする。

○今回の主な検討事項

- ・大規模事業所を対象とする「キャップ&トレード制度」の第三期（2020年度～）以降の削減義務率及びそれに関連する新たなスキームについて
- ・中小規模事業所を対象とする「地球温暖化対策報告書制度」における新たな取組について

○検討会の形式

- ・検討会は公開で実施し、資料及び議事録を環境局ホームページへ掲載
※東京都情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当する部分については、非公開とする。